

あいにくきたサポーター制度実施要領

1 目的

この要領は、北海道動物愛護センター「あいにくきた」（以下「あいにくきた」という。）を支援するあいにくきたサポーター（以下「サポーター」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 対象者

サポーターの対象者は、動物愛護やあいにくきたへの支援に取り組む意欲がある道内外の個人、団体、企業等で、あいにくきたフェイスブック、インスタグラム、Xのいずれかをフォローした者とする。

3 サポーターの活動内容

サポーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 動物愛護関連イベントへの参加、協力
- (2) 犬猫の飼い主探し、譲渡会への参加、協力
- (3) あいにくきたやサポーターの活動に関する情報発信、PR
- (4) あいにくきたの運営に係る寄附
- (5) その他あいにくきたの運営への協力

4 道の役割

道は、サポーターが円滑にあいにくきたを支援できるよう、次の役割を担う。

- (1) SNS等によるあいにくきたの情報発信や協力の呼びかけ
- (2) SNS等によるサポーターの活動等の情報発信
- (3) SNS等による動物愛護関連イベント等の情報発信
- (4) 動物愛護に関する普及啓発活動の実施
- (5) 動物愛護関連施策に関する情報発信

5 遵守事項

サポーターは、その活動の中で、特定の個人、団体、企業等を中傷することや、活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らすなど、サポーターとして信頼を失う行為を行わないこと。

6 費用負担

道は、サポーターの活動に係る報酬や経費について、原則、負担しないものとする。

7 免責

道は、サポーターが活動したことにより、サポーターが何らかの損害を受けた場合、一切責任を負わないものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、道が決定する。

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。